

# 豊中市消防表彰規程

(目的)

第1条 当市消防職員及び一般の消防にかかる功績に対する表彰については、別に定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(表彰事由)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 消防業務運営上顕著な功績のあったもの
- (2) 当市消防に10年以上勤続し、その勤務成績が良好なもの
- (3) 火災又は地震等の災害の予防、警戒、防ぎよ又は鎮圧について功績のあったもの
- (4) 人命救助又は救急救護について功績のあったもの
- (5) 消防機械器具等の考案又は改善について功績のあったもの
- (6) 消防業務の改善、事務能率の向上又は士気の高揚について功績のあったもの
- (7) その他消防に寄与し、又は協力し、一般の模範として推奨すべき業績又は善行のあったもの

(表彰者)

第3条 表彰は、消防長が行う。ただし、消防長が承認した場合にあっては、消防署長が行うことができる。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、功績の程度に応じ表彰状、賞状若しくは賞詞又は感謝状を授与して行う。

2 表彰には、副賞として別表に定める基準額を超えない範囲において、賞品又は記念品を添えることができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年一定の期日を定めて行う。ただし、必要があるときは、随時行うことができる。

(退職者等の取扱い)

第6条 表彰を受ける者が表彰前に退職し、又は死亡したときは、退職又は死亡の日に遡って表彰する。

(委任)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則 (昭和34年4月1日 規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年2月28日 消防長訓令第1号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (平成9年3月21日 消防長訓令第6号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月10日 消防長訓令第9号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (平成18年10月20日 消防長訓令第12号)

この規程は、令達の日から施行する。

別表

1 一般の場合

種 別	基 準 額
水火災防ぎよについての功績	10,000円
人命救助又は救急救護についての功績	10,000円
一般消防功績	5,000円
消防機械器具、施設の発明、考案改善についての功績	10,000円

2 消防職員の場合

種 別	基 準 額
水火災その他災害の予防、警戒、防ぎよ又は鎮圧についての功績	3,000円
人命救助又は救急救護についての功績	5,000円
篤行、善行についての功績	5,000円
消防機械器具等の考案又は改善についての功績	10,000円
永年勤続功績	5,000円